

法人及び大学名称変更に伴う契約書等の取り扱いについて

公立大学法人首都大学東京
産学公連携センター

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年(2020年)4月1日付、法人及び大学の名称変更に伴う契約書等の取り扱いについて、下記のとおりご案内いたします。

記

1 契約書等の取扱いについて

貴社と本法人の間で令和2年(2020年)3月31日までに締結した契約書等につきましては、令和2年(2020年)4月1日以降も引き続き有効となります。契約者名並びに契約件名、履行場所及び仕様書等に含まれる法人及び大学名称を讀替えていただきますようお願い申し上げます。

なお、新名称への変更が必要な契約書等がございましたら、下記「問合せ先」までお申し付けください。

(1) 対象となる契約書等

共同研究契約、受託研究契約、学術相談契約、秘密保持契約、共同出願契約及び
その他産学公連携センター長名にて締結した各種契約書

(2) 契約者名

変更後 (2020年4月1日)	現在
東京都公立大学法人 産学公連携センター長	公立大学法人首都大学東京 産学公連携センター長

※「公立大学法人首都大学東京 産学公連携センター長 事務取扱 事務局長」の記載となっている場合も、変更後の表記へ読替えていただきますようお願いいたします。

(3) 契約件名、履行場所及び仕様書等に含まれる法人及び大学名称

変更後 (2020年4月1日)	現在
東京都公立大学法人	公立大学法人首都大学東京
東京都立大学	首都大学東京
東京都立産業技術大学院大学	産業技術大学院大学

※ 東京都立産業技術高等専門学校は名称変更対象外のため読替え不要となります。

2 振込銀行口座名について

銀行口座の名義変更は登記変更完了後の手続きとなるため、詳細については別途お取引先様へご案内いたします。

3 その他

貴社のシステム、データベース等に本法人及び大学名称を登録されている場合は、その登録内容につきましても変更いただきますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

公立大学法人首都大学東京 産学公連携センター
TEL 042-677-2729